

平成18年度 事後評価書

対象政策	公害紛争の処理
政策の概要	<p>公害等調整委員会は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行っている。また、公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会（公害審査会を設置しない都道府県にあっては都道府県知事。以下「審査会等」という。）が設置され、公害紛争処理法により定められている管轄に従い、それぞれ独立して公害紛争の処理に当たっているところであるが、公害等調整委員会は、公害紛争処理法を所管する立場から、制度全体の円滑な運営のために公害審査会等との連携を図っている。さらに、公害紛争処理法において地方公共団体の責務とされている公害苦情の処理について、指導等を行っている。</p>
政策の目標	<p>(1) 多様化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用を行う</p> <p>(2) 公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図る</p> <p>(3) 国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情処理の適切な処理の促進を図る</p>
評価の方法等	<p>実績評価方式により、計画期間（平成17年4月1日～平成18年3月31日）内に実施した所掌事務の処理状況について取りまとめた上で、以下の測定指標により政策効果を測り、目標の達成状況について評価を行う。</p> <p>なお、評価の過程において、政策の目標に係る現状の分析、今後強化すべき事項や見直すべき事項が見いだされた場合には、必要に応じて評価書に記載するものとする。</p> <p>【測定指標】</p> <p>(1) 公害等調整委員会における公害紛争事件の処理件数</p> <p>(2) 上記事件における公害の態様、社会的ニーズへの対応</p> <p>(3) 調査研究、研修等の実施状況</p> <p>(4) 上記事件の処理期間並びに受付、係属及び終結の状況</p> <p>(5) 審査会等における公害紛争事件の処理件数</p> <p>(6) 上記事件における公害の態様、地域の社会的ニーズへの対応</p> <p>(7) 公害苦情の処理件数、処理状況</p> <p>(8) 公害苦情相談研究会における参加者の理解度</p>
政策の実施状況	<p>1. 公害等調整委員会における平成17年度の公害紛争事件の処理の概況</p> <p>平成17年度中に公害等調整委員会が新規に受け付けた公害紛争事件は、調停事件1件、責任裁定事件3件、原因裁定事件4件及び義務履行勧告申出事件1件の計9件である。これらに前年度から繰り越された11件を加えた計20件（調停事件3件、裁定事件16件、義務履行勧告申出事件1件）が17年度に係属した。このうち8件（調停事件2件、裁定事件6件）が17年度中に終結し、残り12件は18年度に繰り越された。</p>

このほか、水俣病損害賠償調停申請事件に係る慰藉料額等変更申請について、新たに受け付けた4件に前年度から繰り越された4件を加えた計8件が平成17年度に係属した。このうち6件が17年度中に終結し、残り2件は18年度に繰り越された。

【平成17年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の処理状況】

	事 件 名	処理状況
調 停 事 件	九州新幹線騒音被害防止等調停申請事件	終結
	東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件	終結
	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	新規
裁 定 事 件	高崎市における低周波音被害原因裁定申請事件	終結
	有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件（2件）	終結
	荒川区における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	終結
	北海道岩内町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	終結
	名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件	係属中
	富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件	係属中
	茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	係属中
	日野市における農薬等による健康被害責任裁定申請事件	終結
	銚子市における汚水による土壌汚染被害等原因裁定申請事件	新規
	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件	新規
	大和郡山市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	新規
	津市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	新規
	横浜市におけるマンション建設工事による家屋損傷原因裁定申請事件	新規
	川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	新規
渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定申請事件	新規	
義務履行 申出 事件	深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告 申出事件	新規

(1) 係属した調停事件の処理状況

係属した調停事件のうち九州新幹線騒音被害防止等調停申請事件については、調停期日の開催や現地調査の実施等の調停手続を進め、調停案を提示したが、これを受け入れない当事者があり、調停打ち切りにより事件は終結した。また、東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件については、手続が進められる中で、特に、調査方法等が未確立かつ複雑な測定・分析調査が実施され、それが基礎となって調停成立に至り終結した。なお、事件の処理期間は、それぞれ約2年9ヶ月、約2年3ヶ月である。

また、平成17年度には、不法投棄や最終処分場での処分の適否等の問題を巡って社会的にも関心が高い、廃棄物に関する大規模な紛争である伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停

申請事件を新たに受け付けた。

(2) 係属した裁定事件の処理状況

係属した裁定事件のうち有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件及び北海道岩内町における地盤沈下被害原因裁定申請事件については、審問期日の開催、現地調査の実施、専門委員の任命等の手続を進め、いずれも棄却の裁定により、事件は終結した。中でも特に大型の事件であった有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件は、事件処理の過程において、計画審理や集中証拠調べ等の集中審理の実施や専門委員らによる詳細かつ高度な報告書の作成がなされ、これらに基づき、多くの専門的論点を含む争点に関して認定・判断を示した膨大な裁定書を作成した上で裁定が下されたものである。なお、事件の処理期間は、それぞれ約2年3ヶ月、約1年4ヶ月である。

また、荒川区における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件及び日野市における農薬等による健康被害責任裁定申請事件については、手続を進めたところ、当事者の合意による解決が相当であるとして、裁定委員会が職権で調停へ移行し、調停成立により事件は終結した。なお、事件の処理期間は、それぞれ約2年、約7ヶ月である。

さらに、高崎市における低周波音被害原因裁定申請事件については、審問期日の開催、現地調査の実施、専門委員の任命等の裁定手続を進めてきたところ、申請人から本申請を取り下げる旨の申出があり事件は終結した。なお、本事件の処理期間は、約3年2ヶ月である。

そのほか平成18年度に繰り越された12件についても、17年度中に調停期日の開催、現地調査の実施、専門委員の任命などの処理手続を進めた。

なお、係属中の事件のうち、富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件は、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づく、公害紛争処理制度に特有のものである原因裁定の嘱託制度が初めて活用された事件である。

2. 審査会等における平成17年度の公害紛争事件の処理の概況

平成17年度中に審査会等が新規に受け付けた公害紛争事件は、調停事件36件である。これらに前年度から繰り越された42件（すべて調停事件）を加えた計78件が17年度に係属した。このうち31件が17年度中に終結（調停成立11件、調停打ち切り17件、調停申請取下げ3件）し、残り47件は18年度に繰り越された。

平成17年度に受け付けた調停事件36件について見ると、主に以下の特徴が挙げられる。

(1) 公害の種類

申請人から主張されている典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害）の種類数は、1件当たり2種類となっている。また、日照障害、眺望障害、土砂崩壊、交通環境悪化のような典型7公害以外の生活環境悪化の要因を典型7公害と併せて主張するものも多く、紛争の一体的、総合的な解決を求める事件が目立っている。

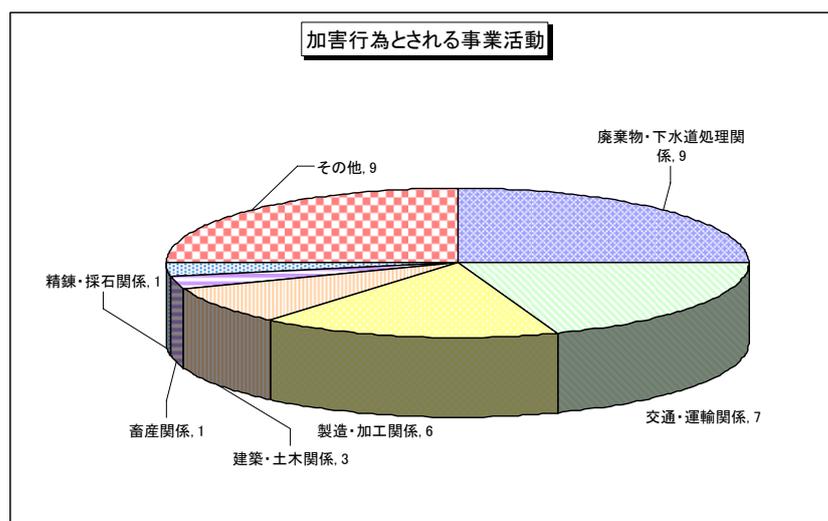
(2) 被害の態様

被害の態様は、感覚的・心理的被害を訴えるものが28件、健康被害を訴えるものが21件、財産被害を訴えるものが8件、動物被害を訴えるものが3件、植物被害を訴えるものが1件となっている（重複集計）。また、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）が14件となっている。

(3) 発生源の態様

発生源側の当事者として国、地方公共団体、公団等が当事者に含まれる事件が、14件に上っている。

また、加害行為とされる主な事業活動の種類は、廃棄物・下水道処理関係が9件、交通・運輸関係（道路建設に係るものを含む。）が7件、製造・加工業関係が6件、建築・土木関係が3件、畜産関係及び精錬・採石関係が各1件、その他が9件となっている。なお、その他の内訳は、店舗に関する事件が4件、民家に関する事件が2件等となっている。これらを製造・加工業関係が全体の約半数を占めていた制度発足当時の状況と比較すると、近年では被害の発生源の変化・多様化の傾向が見られる。

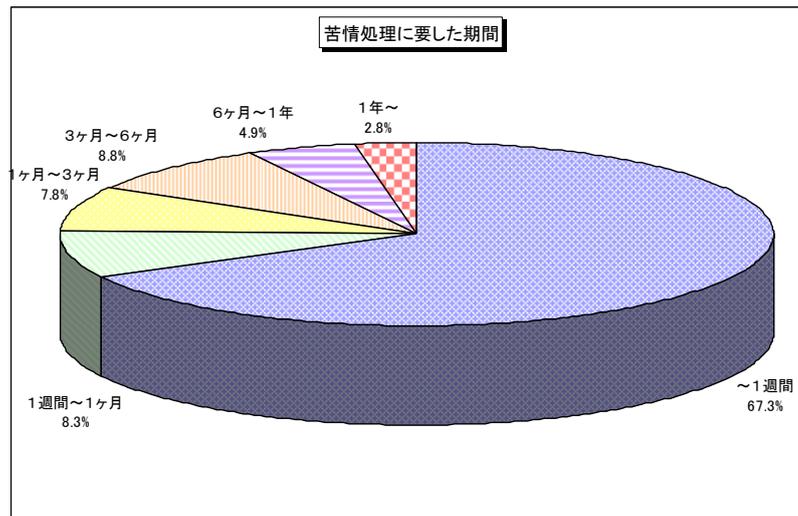


3. 平成16年度の公害苦情の処理の概況

平成16年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において新規に受け付けた公害苦情の件数は、94,321件（前年度に比べて6,002件（6.0%）の減少）である。これらに前年度から繰り越された7,209件を加えた101,530件が、当該年度に取り扱われた。

このうち、他の機関へ移送した苦情を除く、平成16年度に公害苦情相談窓口で直接処理した苦情の件数（直接処理件数）は87,293件で、その割合は88.0%である。

また、典型7公害の直接処理件数（61,800件）のうち、46,723件（75.6%）が苦情申立てから1ヶ月以内に処理されている。



4. 平成17年度における調査研究、会議等の実施状況

(1) 公害苦情調査の実施

全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情の受付状況や処理状況を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、毎年度「公害苦情調査」を実施している。平成16年度公害苦情調査については、17年10月に結果を公表するとともに、都道府県、市町村及びその他の関係機関に配布した。

(2) アスベスト基礎調査の実施

昨今、我が国でも大きな社会問題となっているアスベストによる健康被害については、様々な紛争の発生が懸念され、それらの中には公害紛争として位置付けられるものも含まれると予想されるため、公害等調整委員会のみならず審査会等によるアスベスト問題の適正な対応の推進に資することを目的とし、アスベストについての基礎的な知見、現行の紛争事例や判例、新制度の概要等を調査、研究し、その結果を報告書として取りまとめた。

(3) 支援ソフトの作成

市民が公害紛争処理制度についての理解を深め、紛争解決を図る上での有益な情報を提供すること、新任の審査会等の委員や市区町村の苦情相談担当者等が公害関係業務に携わるに先立ち、制度を理解し、実際の現場においてより適切な処理を図るための一助となることを目的として「公害紛争処理の手引」を作成した。また、近年における公害の態様の多様化を踏まえ、特に低周波音問題について、審査会等の委員、事務局担当者等がより適切な事件処理を図るための参考に資することを目的として、新しい類型の公害紛争に関する基礎的な科学的知見や詳細なデータ等の所在情報、これまでに公害紛争処理等で取り扱った事例の具体的な処理手続などを取りまとめた「分野別・公害問題対応の手引<騒音（低周波音）編>」を作成した。

(4) 会議等の実施

① 公害紛争処理に係る会議の実施

	<p>審査会等の会長等を対象とした「公害紛争処理連絡協議会」を平成17年6月9日及び10日に開催し、小島武司中央大学教授による「司法制度改革における裁判外紛争処理制度の意義と公害紛争処理」と題する講演等を行い、活発な意見と情報の交換を行った。また、都道府県の担当者を対象とした「公害紛争処理関係ブロック会議」を10月中旬から11月上旬にかけて、都道府県の公害紛争処理主管課長を対象とした「全国公害紛争処理主管課長会議」を平成18年1月26日及び27日に開催した。</p> <p>その他、審査会等から公害紛争事件の受付及び処理状況の報告を聴取し、公害等調整委員会における事件の処理状況と併せて、整理及び分析し、審査会等に対して情報提供を行うとともに、審査会等における事件処理の進め方等に関する相談に適宜対応してきた。</p> <p>② 公害苦情処理に係る会議の実施</p> <p>都道府県、市区町村の公害苦情相談者を対象とした「公害苦情相談研究会」を平成17年9月20日から3日間にわたり開催し、公害苦情処理の実例を用いたグループ別研究等を行うとともに、植田奈保子サンケイリビング新聞社東京シティ事業カンパニー長による「身近な環境と暮らし」と題する講演を行った。また、人口10万人以上の市及び東京都特別区の公害苦情相談員・苦情処理担当者を対象とした「公害苦情相談員等ブロック会議」を10月中旬から11月上旬にかけて開催し、公害苦情処理に関する情報及び意見の交換等を行った。</p> <p>その他、地方公共団体からの公害苦情処理に関する相談に適宜対応してきた。</p>
<p>測定指標の状況</p>	<p>【測定指標(1)、(2)及び(4)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に受け付けた9件（調停事件1件、責任裁定事件3件、原因裁定事件4件及び義務履行勧告申出事件1件）に前年度から繰り越された11件を加えた計20件（調停事件3件、裁定事件16件、義務履行勧告申出事件1件）が、平成17年度に公害等調整委員会に係属し、このうち8件（調停事件2件、裁定事件6件）が17年度中に終結し、残り12件は18年度に繰り越された。 ・上記終結事件（8件）の平均処理期間は、大規模な事件の処理を含んでいたものの、約2年1ヶ月であった。 ・上記係属事件には、低周波音に関する事件や廃棄物に関する事件など、従来あまり見られなかったような多様な態様の公害紛争事件が含まれている。 ・上記の処理状況について見ると、係属中の事件における処理手続の進行、国を被申請人とする大型事件でかつ因果関係の解明が困難な原因裁定事件（有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件）等の比較的短期での終局など事件処理の迅速化が図られた。なお、事件の処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、計画審理などによる迅速かつ適正な処理方法が確立されつつあると考える。 <p>【測定指標(3)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト基礎調査及び平成16年度公害苦情調査の取りまとめ、支援ソフト（「公害紛争処理の手引き」及び「分野別・公害問題対応の手引き（騒音（低周波音）編）」の作成、各種会議の開催を行った。

【測定指標(5)及び(6)】

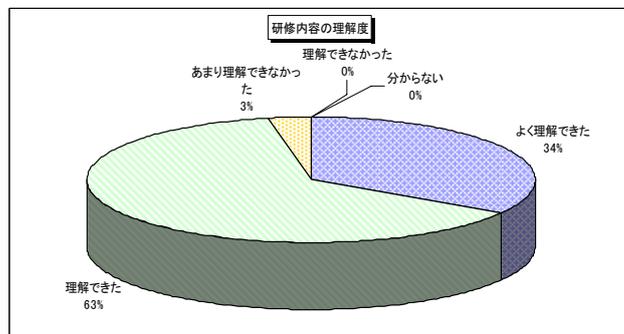
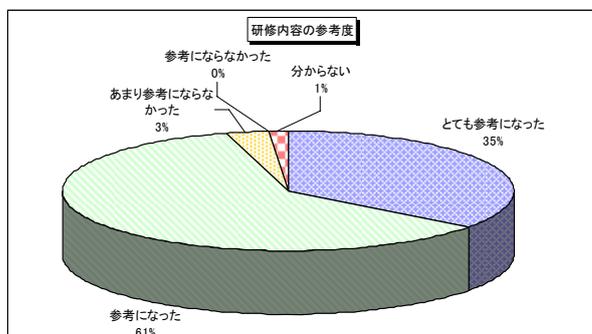
- ・新規に受け付けた調停事件36件に前年度から繰り越された調停事件42件を加えた計78件が平成17年度に審査会等係属し、このうち31件が17年度中に終結し、残り47件は18年度に繰り越された。
- ・これらの事件には、①主張される公害の種類が複合化している、②被害の発生源が変化・多様化している、③おそれ公害事件が約4割に及ぶ、④国、地方公共団体、公団等が当事者に含まれる事件が約4割に及ぶなどの態様が見られる。

【測定指標(7)】

- ・新規に受け付けた94,321件（前年度に比べて6,002件（6.0%）の減少）に前年度から繰り越された7,209件を加えた101,530件が、平成16年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた。
- ・このうち、87,293件（88.0%）が平成16年度に公害苦情相談窓口で直接処理された。また、典型7公害の直接処理件数（61,800件）のうち、46,723件（75.6%）が苦情申立てから1ヶ月以内に処理されている。

【測定指標(8)】

- ・公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。このアンケートは今回初めて実施したものであるが、目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、以下のとおり参考度96%、理解度97%という結果となった。



(注) 参考度＝「とても参考になった」＋「参考になった」
理解度＝「よく理解できた」＋「理解できた」

評価の結果

測定指標の状況から、多様化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用、公害紛争事件の迅速かつ適正な処理が図られており、目標(1)及び(2)は達成されているといえる。また、国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情処理の適切な処理が促進されており、目標(3)は達成されているといえる。

以上より、当該計画期間内に実施した所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられる。しかしながら、平成17年度中に石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）等の法令が整備されたことにも見られるように、アスベスト関係を始めとして公害の態様は今後さらに多様化していくものと考えられることから、これまでの

	取組を引き続き推進していくと同時に、このような新たな問題への対応を一層充実させるための取組を行う必要がある。
評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議における諸資料 ・各事件の処理経過等に関する諸資料 ・「平成16年度公害苦情調査結果報告書」

平成18年度 事後評価書

対象政策	土地利用の調整						
政策の概要	公害等調整委員会は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行い、また、土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見の申出等を行っている。						
政策の目標	<p>(1) 鉱区禁止地域指定請求事件の適切な処理により、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図る</p> <p>(2) 不服の裁定事件の適切な処理により、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図る</p> <p>(3) 土地収用法に基づき適切な意見の申出等を行うことにより、土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図る</p>						
評価の方法等	<p>実績評価方式により、計画期間（平成17年4月1日～平成18年3月31日）内に実施した所掌事務の処理状況について取りまとめた上で、以下の測定指標により政策効果を測り、目標の達成状況について評価を行う。</p> <p>なお、評価の過程において、政策の目標に係る現状の分析、今後強化すべき事項や見直すべき事項が見いだされた場合には、必要に応じて評価書に記載するものとする。</p> <p>【測定指標】</p> <p>(1) 鉱区禁止地域指定請求事件の処理件数、処理期間並びに受付、係属及び終結の状況</p> <p>(2) 不服の裁定事件の処理件数、処理期間並びに受付、係属及び終結の状況</p> <p>(3) 土地収用法に基づく意見の申出等の処理件数、処理期間並びに受付、係属及び終結の状況</p>						
政策の実施状況	<p>1. 平成17年度の鉱区禁止地域指定請求事件の処理の概況</p> <p>平成17年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域指定請求事件は、前年度から繰り越された2件であり、いずれも17年度中に終結した。</p> <p>なお、本制度が施行された昭和26年1月から平成17年度末までに指定した鉱区禁止地域は、242地域（総面積670,808ヘクタール）となっている。</p> <p>(1) 平成17年度に係属した鉱区禁止地域指定請求事件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">事 件 名</th> <th style="width: 20%;">処理状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮ヶ瀬ダム関係鉱区禁止地域指定請求事件</td> <td>終結</td> </tr> <tr> <td>羽地ダム関係鉱区禁止地域指定請求事件</td> <td>終結</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 係属した鉱区禁止指定請求事件の処理状況</p> <p>平成17年度中に終結した鉱区禁止地域指定請求事件のうち、宮ヶ瀬ダム関係地域（神奈川県）の指定請求事件について、平成16年4月20日に国土交通大臣からの請求を受け付けた後、関係行政機関に対する意見照会等、現地調査、公聴会、審問などの手続を進め、これらの手続によって得られた</p>	事 件 名	処理状況	宮ヶ瀬ダム関係鉱区禁止地域指定請求事件	終結	羽地ダム関係鉱区禁止地域指定請求事件	終結
事 件 名	処理状況						
宮ヶ瀬ダム関係鉱区禁止地域指定請求事件	終結						
羽地ダム関係鉱区禁止地域指定請求事件	終結						

資料等に基づき審査を行った。その結果、指定鉱物の範囲については、請求どおり鉱業法第3条に規定する鉱物全部を対象とするとともに、地域指定の範囲については、請求地域のうち、鉱物を掘採してもダム、貯水池、導水路等の保全に支障を及ぼすおそれはないと認められる一部の地域を除き、1,819.63ヘクタールの地域を鉱区禁止地域に指定することを決定し、国土交通大臣及びその他関係者に通知するとともに、官報で公示した。

また、羽地ダム関係地域（沖縄県）の指定請求事件について、平成16年6月11日、国土交通大臣からの請求を受け付けた後、関係行政機関に対する意見照会等、現地調査、公聴会、審問などの手続を進め、これらの手続によって得られた資料等に基づき審査を行った。その結果、指定鉱物の範囲について、請求どおり鉱業法第3条に規定する鉱物全部を対象とするとともに、地域指定の範囲についても、請求地域どおり653.75ヘクタールの地域を鉱区禁止地域に指定することを決定し、国土交通大臣及びその他関係者に通知するとともに、官報で公示した。

2. 平成17年度における不服の裁定事件の概況

平成17年度中に公害等調整委員会が新規に受け付けた不服の裁定事件は、5件である。これらに前年度から繰り越された2件を加えた計7件が17年度に係属した。このうち3件が17年度中に終了し、残り4件は18年度に繰り越された。

(1) 平成17年度に係属した不服の裁定事件

事 件 名	処理状況
徳島県阿南市地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 (2件)	終結
愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件	新規
徳島県阿南市地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 (2件)	新規 (1件終結)
鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	新規
徳島県阿南市横見町地内の農地転用不許可処分に対する取消裁定申請事件	新規

(2) 係属した不服の裁定事件の処理状況

平成17年度中に終了した不服の裁定事件のうち、平成16年3月9日（平成16年（フ）第1号事件）及び4月30日（平成16年（フ）第3号事件）に申請を受け付けた徳島県阿南市地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件について、6回（第3号事件については5回）の審理期日の開催、現地確認の実施など審理手続を進め、17年5月19日付けで認容の裁定を行い、終了した。

また、平成17年8月2日に申請を受け付けた徳島県阿南市地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件（2件）のうち1件については、2回の審理期日の開催など審理手続を進めたが、18年3月16日、申請人から本申請を取り下げる旨の申出があり、終了した（残り1件については係属中）。

そのほか平成18年度に繰り越された、愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件外3件について、審理期日の開催などの手続を17年度中に進めた。

	<p>3. 平成17年度における土地収用法に基づく意見の申出等事案の処理の概況</p> <p>平成17年度中に公害等調整委員会が新規に受け付けた土地収用法に基づく意見の申出に関する事案は、17件である。これらに前年度から繰り越された36件を加えた計53件が17年度に係属した。公害等調整委員会では、審査請求人及び処分庁の主張の整理、証拠資料による事実確認等により審理手続を進め、国土交通大臣に対する申出内容を検討した。このうち41件について平成17年度中に意見の申出を行い、残り12件は平成18年度に繰り越された。</p> <p>なお、新規受付事案を処分の種類別に見ると、事業認定に関する処分を不服とするものが2件、収用委員会の裁決を不服とするものが15件であった。</p>
<p>測定指標の状況</p>	<p>【測定指標(1)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に係属した鉱区禁止地域指定請求事件2件については、それぞれ約1年2ヶ月、1年で指定公示を行い終結した。 上記の処理状況を見ると、当該地域を鉱業と一般公益又はその他の産業とのいずれの利用に供するのが適切かという見地から請求地域について精査した上で、鉱区禁止地域として指定すべき適切な範囲を判断し、指定が行われた。 <p>【測定指標(2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に係属した不服の裁定事件7件のうち3件については、それぞれ約1年2ヶ月、1年1ヶ月、7ヶ月で終結した。 上記の処理状況を見ると、砂利採取法（昭和43年法律第74号）に関するもののほか、過去に例の少ない森林法（昭和26年法律第249号）に関するもの（過去6件）及び農地法（昭和27年法律第229号）に関するもの（過去1件）が新規に受け付けられ、これらを含む係属事件について、審理期日の開催などの処理手続が進められた。また、終結した3件のうち平成16年度から係属していた2件については、処分庁が不認可要件に該当する点について、公正中立かつ専門的な第三者機関として審理に基づき手続に当たり事実関係を詳細に認定・判断した結果、申請を認容し、当該処分を取り消す裁定が行われたものである。 <p>【測定指標(3)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に係属した53件のうち41件については、平均約7.5ヶ月で意見の申出が行われ、終結した。 上記の処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、土地収用法等関係法令を参照して意見の申出を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理された。
<p>評価の結果</p>	<p>上記の測定指標の状況から、公害等調整委員会では、鉱区禁止地域指定請求事件及び不服の裁定事件の適切な処理による鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整、土地収用法に基づき適切な意見の申出等を行うことによる土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保が図られており、いずれの目標も達成されているといえる。</p> <p>以上より、当該計画期間内に実施した所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p>

評価を行う 過程におい て使用した 資料等	<ul style="list-style-type: none">・各鉱区禁止地域の指定請求事件に関する諸資料・各不服の裁定事件についての処理経過等に関する諸資料・各意見の申出等事案に関する諸資料
--------------------------------	---